



発行
東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除：（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

公告

○開発行為に関する工事完了……………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…二

告示

●東京都告示第八百十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第二百二十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年七月九日

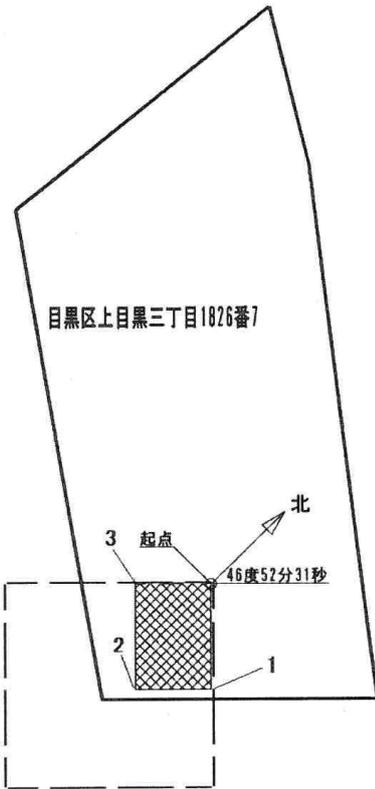
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（目黒区上目黒三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十

九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 筆境界
- 単位区画
- 調査対象地
- 指定を解除する区域

【起点】

起点X:-39568.014 Y:-12357.941
 ※起点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、
 世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(46度52分31秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

	世界測地系による座標	
	X	Y
1	-39570.951	-12354.939
2	-39573.524	-12357.457
3	-39570.587	-12360.459

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一號
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 六、六〇〇円

(郵送料を含む)
 三〇円

印刷所

三鈴印刷株式会社
 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
 電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
 101-0051

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

令和六年七月九日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜一

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 許可を受けた者の
 住所及び氏名

調布市深大寺東町七丁目三十
 九番三及び同番七
 武蔵野市吉祥寺北町一丁目
 二十九番一号

兼六土地建物株式会社
 代表取締役 鍵市 佳克